

3 . 保健部

保健部（西彼保健所）は、地域保健法に基づき、地域住民の健康や衛生を支えることを目的に、専門的・広域的サービスの拠点として設置された機関である。

業務は、一般の保健指導や相談を始めとして、障害者（児）の保健相談、感染症の相談・検査、難病患者等の医療費助成、公共用水域や事業場排水の水質調査、食品営業許可、食中毒の予防、医療機関の開設許可、医薬品の販売許可、動物愛護など広範囲に及んでいる。

（１）各課・班の業務内容

担当課名		業務内容
企画調整課 095 - 856 - 0691		地域医療対策(医療監視、医療機関各種申請手続、地域医療構想、へき地医療) 健康危機管理 病院報告 医療安全相談センター 保健統計調査 免許申請手続
衛生環境課	食品薬務班 095 - 856 - 0693	医薬品等安全対策(医薬品、毒物劇物、麻薬及び向精神薬の監視指導) 生活衛生対策(理美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、遊泳用プール、水道施設、温泉施設等の衛生指導) 食品衛生対策(食品営業施設の許認可及び監視指導、食中毒防止及び事件処理) 狂犬病予防及び動物愛護・管理対策
	環境保全班 095 - 856 - 5022	環境保全(公共用水域及び地下水の監視、大気汚染・水質汚濁等防止) 廃棄物対策(一般廃棄物・産業廃棄物対策、浄化槽の適正管理)
地域保健課	健康対策班 095 - 856 - 5059	感染症対策(結核対策、感染症予防対策、エイズ・性感染症予防対策、肝炎対策、風疹予防対策) 難病対策(特定医療費(指定難病)医療助成制度、難病患者地域支援対策推進事業) 健康づくり対策(健康ながさき21推進事業、歯なまるスマイルプラン推進事業) 栄養改善対策
	保健福祉班 095 - 856 - 5159	母子保健対策(小児慢性特定疾病医療助成制度、長期療養児及びその保護者への支援、性と健康の相談、思春期健康教育、発達障害児支援) 精神保健福祉対策(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進、精神保健に関する相談、自殺対策、依存症対策、高次脳機能障害対策、ひきこもり対策、精神障害者等の保護・通報等への対応) 地域包括ケアシステムの推進

(2) 定例業務

相談時間は、通常9:00～17:45。一部、定例日、予約制あり、下記を参照のこと。

項目	内容	要 予約	備考	担当課
申請	各種免許申請等			企画調整課
	医療機関開設許可・届出等			
相談事業	医療安全相談		西彼地域医療安全相談センター	企画調整課
	アスベスト相談			
	薬物問題相談			衛生環境課
	食品衛生相談			
	引き取り犬・猫受付		毎週金曜日 (第5金を除く) 9:00～10:00	
	環境衛生相談			
	薬事衛生相談			
	水道衛生相談			
	環境相談			
	廃棄物相談			
	感染症・結核に関する相談			地域保健課
	エイズ・性感染症相談			
	HTLV-1感染に関する相談・検査			
	H I V 検査			
	H I V 夜間検査			
B 型・C 型肝炎相談				
B 型・C 型肝炎スクリーニング検査				
風しん検査				
梅毒検査				

項目		内容	要 予約	備考	担当課
相談事業	精神保健福祉相談	心の健康、児童・思春期の問題行動、ひきこもり、依存症などに関する相談			地域保健課
	精神科医師による相談	心の健康、児童・思春期の問題行動、ひきこもり、依存症などに関する精神科医師による相談		原則第3木曜日 14:30～16:30	
	性と健康の相談	思春期、妊娠・出産、不妊・不育等についての相談			
	栄養に関する相談	給食施設の栄養管理や食品表示の保健事項などに関する相談			
	難病に関する相談	難病患者の療養生活に関する相談			
	骨髄バンク登録相談	骨髄ドナー登録に関する相談			
医療給付申請	感染症（結核）医療費公費負担申請	感染症（結核）医療費公費負担申請の受付			
	小児慢性特定疾病医療費助成申請	小児慢性特定疾病医療費助成申請の受付			
	特定医療費（指定難病）支給認定申請	特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付			
	不育症検査費助成事業申請	不育症に要する費用の一部を助成する制度の申請の受付			
	肝炎治療に関する医療費助成申請	B型・C型肝炎のインターフェロン治療費及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療費を助成する制度の申請の受付 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請の受付			
	肝炎ウイルス検査費助成申請	肝炎ウイルス検査費の助成			
	原爆被爆者二世無料健康診断	原爆被爆者二世無料健康診断受診申込書の受付			

(3) 主な業務の実施状況

人口動態の状況

1) 総覧 (令和 5 年)

区分	人口	出生	死亡	自然増加
		総数	総数	実数
長崎県	1,279,871	7,751	19,746	11,995
管内計	93,966	600	1,240	640
西海市	24,900	122	516	394
長与町	39,837	256	422	166
時津町	29,229	222	302	80

人口は、長崎県統計課推計人口 (令和 5 年 1 月 1 日)

2) 死因順位 (令和 3 年)

区分	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	疾患	実数								
長崎県	悪	4,739	心	2,798	老	1,638	脳	1,192	肺	1,089
管内	悪	279	心	156	老	90	肺	82	脳	78
西海市	悪	98	心	61	肺	45	老	33	脳	31
長与町	悪	88	心	57	老	36	脳	31	肺	23
時津町	悪	93	心	38	老	21	脳	16	肺	14

悪 = 悪性新生物、心 = 心疾患、肺 = 肺炎、脳 = 脳血管疾患、老 = 老衰

適正医療確保対策関係

1) 医療機関立入検査 (根拠 : 医療法第 25 条第 1 項)

病院及び診療所において、良質かつ適切な医療が提供されることを目的として、医療法や関係法令に基づき人員配置、施設の構造、設備の確保、管理状況について確認及び指導を行っている。

医療機関設置数及び立入検査数 (令和 5 年度)

	医療機関設置数				立入検査数
	管内計	西海市	長与町	時津町	
病院	8	2	3	3	8
診療所	91	22	39	30	22
歯科	37	9	16	12	8

病院は毎年実施。
診療所 (有床 1 回 / 3 年、無床 1 回 / 5 年) ・歯科 (1 回 / 5 年) 実施。

2) 医療安全相談事業

医療機関に関する患者・家族（以下「相談者」）からの苦情及び相談等に対応する窓口を設置し、相談者が安心して医療を受けられるよう対応している。

区分	3年度		4年度			5年度			
	苦情	相談	苦情	相談	苦情	相談			
西彼地域	14	1	13	17	7	10	16	2	14
長崎県計	880	185	695	1143	205	938	1087	261	826

苦情：インフォームド・コンセント（医師の説明と患者の同意）、医療従事者の対応等、診療内容（診断、検査等）、無資格診療、従事者不足、診療拒否等、医療過誤、その他。

相談：健康や病気に関すること、医療機関の紹介など。

衛生環境

1) 医薬品等安全対策関係

薬局、医薬品販売業の許可施設への更新時における調査及び医薬品等一斉監視期間中の許可施設への立入調査を行い、構造設備ならびに医薬品の取扱い等について指導の強化を図る。

薬局、医薬品等販売業者数及び監視指導状況

(令和6年3月末現在)

市町名	薬局	製造業		医薬品販売業				医療機器修理業	高度管理医療機器販売業・貸与業	合計
		専業	薬局	卸売販売業	店舗販売業	特例販売業	配置販売業			
西海市	8	0	0	0	5	0	2	0	5	20
長与町	16	0	0	0	5	0	2	1	12	36
時津町	22	1	0	1	9	0	1	0	22	56
合計	46	1	0	1	19	0	5	1	39	112
監視数	36	1	0	1	14	0	1	0	37	90

2) 狂犬病予防対策

管内における令和5年度の狂犬病予防対策の状況は登録頭数及び狂犬病予防注射頭数は減少、また、注射実施率は77.9%と前年度から若干減少した。

令和5年度から、犬猫の引き取り依頼があった場合、依頼者に対する説得、助言等を厳格に行った結果、猫の処分頭数は大幅に減少した。

狂犬病予防事業実施状況

市町名	年度	登録頭数	登録新規頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	回収頭数	引取犬頭数	犬処分頭数	届出数	咬傷犬	回収頭数	引取猫頭数	猫処分頭数
西海市	3	1,186	56	866	2	0	1	3	1	41	31			
	4	1,198	86	891	3	1	1	2	0	48	45			
	5	1,169	60	845	3	0	0	2	1	1	0			
長与町	3	1,791	189	1,456	0	0	0	0	0	51	48			
	4	1,807	210	1,425	0	0	0	0	0	28	28			
	5	1,720	174	1,378	1	0	0	0	3	0	0			
時津町	3	1,153	97	938	0	0	0	0	0	59	50			
	4	1,154	100	939	0	0	0	0	0	51	47			
	5	1,178	106	945	0	0	0	2	0	5	5			
合計	3	4,130	342	3,260	2	0	1	3	1	151	129			
	4	4,159	396	3,255	3	1	1	2	0	127	120			
	5	4,067	340	3,168	4	0	0	2	4	6	5			

3) 環境保全対策

大村湾は非常に閉鎖性の強い湾で、水質は改善傾向にあるが、湾奥部の水質は依然として環境基準未達成で、維持達成を図るため、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例の一部改正が、昭和63年1月1日から施行され、大村湾及び同湾流入河川、その他の公共用水域の上乗せ排水基準が定められている。

水質特定事業場監視指導状況

(令和6年3月末現在)

市町名	事業場数					監視指導件数					
	届出総数	有害物質	適排水基準	適用外排水基準	対排水調査	立入調査	改善指導	改善勧告	改善命令	排水調査	
			用	外	象					検	不適合
西海市	341	0	32	309	32	60	0	0	0	8	0
長与町	41	3	3	38	3	0	0	0	0	0	0
時津町	79	3	8	71	8	10	0	0	0	5	0
合計	461	6	43	418	43	70	0	0	0	13	0

4) 産業廃棄物対策

産業廃棄物処理業者による廃棄物の不適正処理の早期発見・早期改善を行うために、定期的に立入検査を実施するとともに、不法投棄パトロールを実施している。

産業廃棄物処理業者立入検査状況

(令和6年3月末現在)

区分	業者数	立入検査	行政処分
収集運搬業者	109	566	0
中間処理業者	15	204	0
最終処分業者	2	42	0
合計	126	812	0

5) 浄化槽の適正管理

浄化槽の適正な維持管理を推進するために、不適正浄化槽や法定検査未受検の設置者に対して、文書指導等を行っている。

浄化槽設置状況等

(令和6年3月末現在)

市町名	設置数	うち単独浄化槽	うち合併浄化槽	文書指導等
西海市	3,183	201	2,982	12
長与町	50	0	50	5
時津町	312	24	288	4
合計	3,545	225	3,320	21

6) 環境衛生対策

ア. 旅館、理・美容所、クリーニング所等の生活衛生関係営業において、県民が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に対する監視・指導を実施している。

環境衛生営業施設数及び監視指導状況

(令和6年3月末現在)

市町名	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	特定建築物	合計
西海市	87	0	6	25	52	16	6	192
長与町	1	0	5	27	70	25	6	134
時津町	9	1	2	23	56	18	17	126
施設合計	97	1	13	75	178	59	29	452
監視件数	25	0	12	20	25	8	4	94

【根拠法令】旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律

イ. 飲料水の確保と衛生的な水質の維持のための水道施設等に対する監視指導等を実施している。

水道施設数及び普及状況

(令和6年3月末現在)

市町名	上水道		簡易水道		合計	
	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口
西海市	1	23,141	3	585	4	23,726
長与町	1(1)	39,376	0	0	1	39,376
時津町	1	28,998	0	0	1	28,998
合計	3	91,515	3	585	6	92,100
監視件数	20		2		22	

:()は箇所数のうち長崎市から行政区域外給水を受けている地域の内数

備考:水道施設数と給水人口は令和4年度長崎県水道事業概要による。

7) 食品衛生対策

ア. 改正された食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、営業施設の許可基準等についての事前指導等、許可業務並びに営業届出の受理を行っている。

また、改正された「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に基づき、ふぐの処理施設に対する監視指導を行っている。

食品関係営業施設及び監視指導状況

旧食品衛生法許可に基づく

(単位：件)

業種別	種別	営業施設数	監視延件数	営業の禁止 停止処分量数	改善命令件数	勧告件数	物品の廃棄 処分量数	食品及び添加 物の収去検査	注意処分量数	無許可営業 の処分量数
飲食店	一般食堂、レストラン等	149	204							
	仕出し屋、弁当屋	31	86					39		
	旅館	16	22							
	その他(自動車・仮設等含む)	119	155							
	菓子(パンを含む)製造業	63	107					10		
乳処理業										
特別牛乳搾取処理業										
乳製品製造業										
菓乳業										
魚介類販売業		37	93					6		
魚介類競り売り営業										
魚肉練り製品製造業		8	12							
食品の冷凍又は冷蔵業		11	14							
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)		3	6							
喫茶店営業 自動販売機含む		36	48							
喫茶店営業 自動販売機のみ再掲		24	32							
あん類製造業										
アイスクリーム類製造業		6	7							
食肉処理業		5	17							
食肉販売業		26	75							
食肉製品製造業		1	1							
乳酸菌飲料製造業										
食用油脂製造業		1	1							
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業		2	4							
しょうゆ製造業		1	1							
ソース類製造業										
酒類製造業										
豆腐製造業		2	7					4		
納豆製造業										
醬類製造業		4	7					1		
そうざい製造業		18	27							
添加物製造業 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)										
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業		2	5							
氷雪製造業										
計		565	931					60		
魚介類加工業		8								
魚介類販売業(無店舗)		3								
許可外食品販売・製造業		2062								
計		2073								
給食施設		131	33							
計		131	33							
計(臨時営業を除く)		2769	964					60		

改正食品衛生法許可に基づく

(単位：件)

業種別	種別	営業施設数	監視延件数	営業の禁止 停止処分件数	改善命令件数	勧告件数	物品の廃棄 処分件数	食品及び添加 物の収去検査	注意処分件数	無許可営業 の処分件数
飲食店営業		315	267					24		1
	調理の機能を有する自動販売機	0	0							
	食肉販売業	15	18							
	魚介類販売業	29	38					9		
	魚介類譲り売り営業	0	0							
	集乳業	0	0							
	乳処理業	0	0							
	特別牛乳搾取処理業	0	0							
	食肉処理業	0	0							
	食品の放射線照射業	0	0							
	菓子製造業	69	92					23		
	アイスクリーム類製造業	2	4							
	乳製品製造業	0	0							
	清涼飲料水製造業	2	3							
	食肉製品製造業	2	0							
	水産製品製造業	21	13							
	氷雪製造業	0	0							
	液卵製造業	0	0							
	食用油脂製造業	0	0							
	みそ又はしょうゆ製造業	7	8							
	酒類製造業	1	0							
	豆腐製造業	4	8					3		
	納豆製造業	0	0							
	麹類製造業	7	6					1		
	そうざい製造業	30	34							
	複合型そうざい製造業	0	0							
	冷凍食品製造業	8	7							
	複合型冷凍食品製造業	0	0							
	漬物製造業	6	11							
	密封包装食品製造業	2	4							
	食品の小分け業	0	2							
	添加物製造業	1	0							
	計	521	515					60		1
	臨時営業	326	54							
	計	326	54							
	届出食品販売・製造業 (集団給食施設を除く)	627	852							
	計	627	852							
	集団給食施設	16	4							
	計	16	4							
	計(臨時営業を除く)	1164	1371					60		1

イ．食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理が、令和 3 年 6 月に完全施行された。これに伴い、小規模な飲食店等の業者には、手引書を参考にして取り組む「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が、また、と畜場や大規模事業者等には国際標準に沿った「HACCP に基づく衛生管理」が求められることとなった。

食品等事業者の多くが「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を行う小規模な業者に該当することから、これまで、講習会や個別指導により衛生管理計画の作成や手引書の内容について助言を行い、また、施設への立入検査時に業者が作成した衛生管理計画や実施記録を点検し、HACCP の導入を推進してきた。その結果、HACCP を適切に導入し運用する施設が多くを占めるようになった。

HACCP は定期的または適切なタイミングでプランを検証し、必要に応じ見直しを行うことが求められる。今後はこのような検証が適切に実施され HACCP プランを発展させ、より安全な食品管理体制の確立させるよう、業者に対し指導を行う。

ハサップ

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) : 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因 (ハザード) を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。



地域保健

1) 感染症対策

感染症の法律に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び推進を図ることを目的としている。

全数把握感染症の届出状況（令和5年）

類型	感染症名	届出数
二類感染症	結核	8
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	5
四類感染症	E型肝炎（1）、重症熱性血小板減少症候群（1）、つつが虫病（1）、日本紅斑熱（4）、レジオネラ症（3）	10
五類感染症	ウイルス性肝炎（2）、侵襲性肺炎球菌感染症（1）、梅毒（2）	5
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	4,702

令和5年5月8日に、新型インフルエンザ等感染症から5類定点把握感染症へ位置づけ変更になった。届出数は新型インフルエンザ等感染症としての届出数を計上した。

* 全数把握感染症は、疫学調査や接触者等の健康診断を実施し、感染者の早期発見に努めている。

肝炎及び性感染症の相談指導・検査状況（令和5年度）

肝炎 相談件数（延）	性感染症 相談件数（延）	C型肝炎 検査数	B型肝炎 検査数	HIV 検査数	クラミジア 検査数	梅毒 検査数
2	37	32	31	37	0	36

* ウイルス性肝炎及び性感染症は、感染予防や正しい知識の普及のための相談体制及び無料匿名による検査体制を整えている。

* クラミジア検査は、令和元年6月から休止中

2) 難病対策

難病患者とその家族等に対し、療養生活の支援のために、医療費助成申請窓口及び関係機関と連携し訪問指導や相談を実施している。

特定医療費（指定難病）受給認定者数（延人数）1,114人（令和6年3月末現在）

相談・訪問指導・ケース検討実施状況（令和5年度）

相談件数（延）	訪問指導件数（延）	ケース検討数（延）
473	42	55

3) 健康増進対策

ア. 健康づくり・歯科保健対策

「健康ながさき 21」や「歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）」に基づき、各種関係機関や団体が連携・協力し、円滑に各事業を推進できるよう担当者会議や協議会などを開催している。

また、「ながさき健康づくりアプリ歩こーで！」については、管内市町や事業所と連携し、さらなる普及啓発・活用促進を図る。

イ. 栄養改善対策

栄養・食生活改善の推進及び食環境整備を目的に、給食施設（119 施設）への巡回指導や相談を実施している。また、関係機関等と連携し、会議や研修会、食品の栄養成分の正しい表示の指導、健康づくり応援の店の登録、国や県の健康・栄養調査結果を活用している。



4) 母子保健対策

ア. 健やか親子サポート事業

(ア) 思春期教室（出前講座）

男女を問わずライフステージに応じた性と健康の相談に対応している。また、思春期保健の推進を図るため学校保健と連携し、小中高等学校の希望に応じ、思春期の特徴、性感染症、こころの健康、依存症等の出前講座を実施している。

実施状況

年度	対象	回数	受講者数
令和4年度	中学校 7校	13回	1443人
令和5年度	中学校 8校	13回	1348人

(イ) 母子・思春期保健従事者等研修会

子ども達自身が性と生に関する正しい知識を習得できるよう、子ども達に関わる従事者が、包括的性教育を学び、子ども達と保護者への伝達スキルを学ぶ研修会を開催している。

開催状況

年度	内容（講話とグループワーク）	回数	受講者数
令和4年度	性のこと 明るく前向きに語ろう 伝えよう	1回	33人
令和5年度	こんな時どう答える？令和の性教育【入門編】	1回	30人

イ. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病患者とその家族等に対し、療養生活支援のために、医療費助成申請窓口の設置及び関係機関と連携し訪問指導や相談を実施している。

申請および相談状況

年度	受給認定者数 (延)	相談件数 (延)	家庭訪問件数 (延)	ケース検討数 (延)
令和4年度	129人	247件	23件	102件
令和5年度	121人	242件	20件	98件

ウ. 医療的ケア児の地域支援体制の推進

日常的に高度な医療ケアを要する医療的ケア児が地域で安心して生活ができる支援体制の推進を図るため、市町・関係機関と検討会を開催し、課題整理及び情報共有を行っている。

西彼地域医療的ケア児等支援検討会（R6年2月1日開催：16人参加）

エ. 発達障害児支援体制整備事業

ペアレント・トレーニング技法を地域へ波及させるため人材育成を目的として、地域発達支援体制整備研修会を実施。ティーチャー・トレーニングを普及できる幼稚園教諭及び保育士を育成してきた。令和4年度から西海内海保育会主催で開催できるよう移行支援、令和5年度から保育会主催で開催することとなった。

5) 精神保健福祉対策

精神保健に関する相談や、自殺対策、ひきこもり対策、依存症対策、高次脳機能障害者対策等を実施している。

ア. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科病院、管内市町、その他各関係機関との重層的な連携による支援体制の構築に向けた取組みを実施している。

(ア) 精神科病院等との会議・情報交換会等の開催

年度	精神保健医療福祉協議会	連絡会	ワーキング	聞き取り調査等
令和4年度	1回	1回	1回	
令和5年度	1回	2回	2回	1回

(イ) 退院の促進に向けた精神科病院内での説明会等の開催

年度	回数	参加した入院患者数
令和4年度	1回	4名
令和5年度	1回	16名

(ウ) 管内各市町の協議の場への参画

年度	西海市	長与町	時津町
令和4年度	9回	3回	5回
令和5年度	16回	7回	6回

イ.精神保健福祉相談

相談者が精神疾患に対する正しい理解を得ることで、治療や適切な対応につながるよう医師や保健師、作業療法士、社会福祉職による面接、電話、家庭訪問による相談や支援を実施している。

精神保健福祉相談実施状況

年度	面接相談(延)	電話相談(延)	家庭訪問(延)
令和4年度	33件	648件	18件
令和5年度	48件	499件	38件

ウ.自殺対策

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、住民や相談支援に携わる職員への正しい知識の普及や関係機関の連携した自殺対策の取組により、自殺者の減少を目指している。

(ア)管内自殺対策事業担当者連絡会の開催

年度	回数	参加者数
令和4年度	1回	市町3名、県自殺対策推進センター1名、保健所4名
令和5年度	1回	市町3名、保健所4名

(イ)管内各市町の協議の場への参画

年度	西海市	長与町	時津町
令和4年度	0回	1回	1回
令和5年度	1回	1回	1回

(ウ)自殺対策事業研修会の開催

年度	回数	参加者数	理解できた割合
令和4年度	1回	100名	92%
令和5年度	1回	44名	97%

(エ)出前講座の実施状況

対象：大学新1年生、健やか親子サポート事業出前講座を希望した中学校

年度	学校数・回数	参加者数	理解できた割合
令和4年度	8校・10回	1310名	98.6%
令和5年度	7校・7回	1003名	96.5%

エ.ひきこもり対策推進事業

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を目指す。

(ア)ひきこもり相談会：家族を対象に、相互の回復と市町単位での支援体制の整備を目的に開催している。(令和4年度まではひきこもり家族のつどいとして開催)

開催状況

年度	開催回数	参加者数
令和4年度	5回	実5名 延10名
令和5年度	1回	1名

(イ)民生委員・児童委員との意見交換会：

民生委員児童委員に、ひきこもりの概念や支援について正しく理解してもらい橋渡し役を担ってもらうことで、ひきこもりの状態にある当事者やその家族が支援機関につながり地域で安心して生活できるように支援することを目的として開催している。

年度	西海市	長与町	時津町
令和4年度	1回	1回	1回
令和5年度	4回	1回	0回

6) 地域包括ケアシステムの推進

医療と介護が必要な高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が市町を中心に進められている。保健所は市町の取り組みの支援として、在宅医療・介護連携に関して研修会、調査、会議等を実施している。

ア. 会議の開催（ ACP：アドバンス・ケア・プランニングの略）

年度	会議名	回数	開催日	参加者数（延）
令和4年度	長崎県域 在宅医療・介護連携推進事業担当者等意見交換会	1回	R5年2月3日	市町12人、保健所3人
令和5年度	施設における ACP 取組 推進検討会	2回	R5年8月17日 R6年1月10日	地域関係者12人、市町職員5人、保健所7人

イ. 研修会の開催

年度	内容	参加者数
令和4年度	在宅医療・介護連携促進に向けた病院職員との勉強会	110人
令和5年度	施設における ACP 取組推進研修会	31人